

「集団的自衛権の行使を容認する閣議決定」を読み解く

弁護士 深 草 徹

はじめに

タイトルに用いた「集団的自衛権の行使を容認する閣議決定」というのは7月2日付「朝日新聞」朝刊が付した名称で、公式には「国の存立を全うし、国民を守るためのきれ目のない安全保障法制の整備について 2014年7月1日 国家安全保障会議決定、閣議決定」である。

この閣議決定（以下には、「朝日新聞」に敬意を表して、「集団的自衛権閣議決定」と呼ぶこととする。）は、社会的に通用している言葉の意味を転換し、本当に意図するところをボカし、前提事項を省略し、わざと難解な表現をするなど、ありとあらゆる作為がこらされており、なかなか分かりづらい代物である。だから7月2日付及び7月3日付「朝日新聞」朝刊は、図示し、赤ペン方式（実際は黒ペンであるが）を採用し、さらにはQ&A方式で、できるだけわかりやすく解説するため悪戦苦闘をしているが、それでも理解は容易ではないだろう。

だが理解困難ということで放置するわけにはいかない。閣議決定は、行政府の最高機関の意思決定であり、法令整備はこれからとはいうものの法令事項以外の行政事務は、具体的に、この内容に従って動き出す。また、主権者として、これから重要な判断を迫られる場面も増えてくるであろうし、何よりも反対の声をあげるためにには、しんどくても正確な理解をしておく必要があるだろう。

そこで以下、できる限り解凍し、読みくだいていきたいと思う。

集団的自衛権閣議決定は、前文、第1項「武力攻撃に至らない侵害への対処」、第2項「国際社会の平和と安定への一層の貢献」、第3項「憲法9条の下で許容される自衛の措置」、第4項「今後の国内法整備の進め方」という構成になっている。このうち各種報道でスポットライトがあてられていたのは第3項「憲法9条の下で許容される自衛の措置」中のいわゆる「武力行使3要件」であり、それによってどういう事態を招き寄せることになるかということであった。しかし、勿論、それは重要なポイントではあるが、それ以外にも重要なポイントがいくつもあることは以下述べるとおりである。

1 前文では何が述べられているか

- ・ 戦後わが国は日本国憲法の下で、専守防衛に徹し、非核三原則を守り、平和国家として国際的評価と尊敬を勝ち得てきた。

(もっともここで言われる専守防衛とは武力攻撃が発生しなければ武力行使をしないという意味に転換されており、海外での武力行使も受動的なものであれば許されるという、本来の専守防衛とは似て非なるものである。本来の専守防衛はわが国領土、領空、領海の防衛であり、許される武力の行使は、あくまでもわが国に対する攻撃の撃退のみである。

また何故か、わが国の国是であった武器輸出3原則には一言も言及がない。本年4月1日、安倍政権は、これを防衛装備品移転3原則に切り替え、武器輸出禁止原則を撤廃してしまったからであろうか。)

- ・ わが国を取り巻く安全保障の変化（国連の機能不全、国家間の勢力関係の変化、技術革新の進展、大量破壊兵器や弾道ミサイルの開発、国際テロの脅威、アジア太平洋地域の緊張、海洋・宇宙空間・サイバー空間におけるリスクの拡散）に適応できるようにわが国防衛力を整備し、日米同盟を一層強化し、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」により、あらゆる不測の事態に対処し、自衛隊を投入できるように国内法制を整備する。

(安全保障環境の変化なるフレーズが、多用され、強調される。しかし、自衛隊創設後、冷戦下で幾度も重要な節目があったが、それらと比べて現今の状況は、とりたてて言うほどのものでもない。たとえて言えば、結論をきれいに着飾るために、にわか仕立てでつくった安物の着物のようだ。

また国際協調主義という言葉は、通常は、世界の各国が、文化的・経済的・社会的交流を深め、民生面での相互援助などを通じて、信頼関係を作り上げ、紛争の防止と平和解決のしくみを作ることを意味するが、ここでは世界の大國が武力行使をするとき、それに参戦することにより足並みを揃えることという意味で使われている。

さらに「積極的平和主義」とは、これまで平和学において用いられてきた概念で、国家間の戦争や地域紛争がない状態に加え、社会における貧困や差別などがない状況を積極的平和といい、そういう積極的平和を志向するイニシアティブを指しているが、ここでは、軍事力を背景に相手を恐怖させ、屈服させる抑止力により、つかの間の平和状態を作ることを指している。)

2 第1項の「武力攻撃に至らない侵害への対処」について

- ・ 武力攻撃に至らない程度の不法行為に対し、自衛隊を即時に投入できるようにする。

そのために日頃から、警察、海上保安庁との連携を密にし、情報共有をはかる。自衛隊の投入は、治安出動（自衛隊法78条～81条）、海上警備行動（自衛隊法82条）を発令して行うが、その命令手続を簡素化して現場の判断で臨機応変の対応ができるようにする。

（警察や海上保安庁が対応するべき事態に、自衛隊を、臨機応変に出動させる。それは現場の判断に基づき時期を失せず、柔軟に行えるようにしなければならない。出動した自衛隊は当然必要な範囲で武器使用もできる。）

これはたとえば尖閣諸島問題に即して考えると、武力攻撃に至らぬイザコザに対し、自衛隊を出動させることにより、今、「海警局」が対応している中国も、人民解放軍（海軍）を出動させるだろうから、戦争を挑発してしまうことにはかならない。恐ろしいことである。）

・ 自衛隊と米軍部隊が連携して行う平素の各種活動（筆者：主として共同訓練を言うのであろうか。）に際し、米軍部隊に対し、武力攻撃に至らない侵害行為があったとき、武器防護のための武器使用（自衛隊法95条）を参考に、自衛隊が必要な範囲で武器使用することが認められるよう法整備をはかる。

（武力攻撃に発展したら、第3項「憲法9条の下で許容される自衛の措置」で対応する事態として武力行使できることとなり、切れ目なく自衛隊を活用できる。まさに自衛隊は、万能である。）

3 第2項の「国際社会の平和と安定への一層の貢献」について

・ 「武力の行使との一体化」要件の緩和

「後方地域（又は非戦闘地域）」とは、「現に戦闘が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘が行われることがないと認められる地域」と解されていたが、これを「支援対象となる他国部隊等が現に戦闘行為を行っている現場」ではない場所であるとの認識に基づき、「支援活動」を実施する。

（これまでPKO協力活動、国連の安全保障措置としての武力行使もしくはこれに準ずる武力行使をする多国籍軍等に対する支援活動、及び周辺事態法等による米軍への後方支援活動について、憲法9条に適合させるためにPKO部隊本隊、多国籍軍もしくは米軍の武力の行使と一体化しないことを要件として、認められてきた。これがいわゆる「武力の行使との一体化」要件である。「武力の行使との一体化」要件とは、具体的には以下のとお

りである。

① 実施する活動は、補給、輸送、修理及び整備、医療、通信等それ自体が武力の行使に該当しないもの。

② 活動を行う地域を後方地域（又は非戦闘地域）と限定する。

※後方地域（又は非戦闘地域）とは、「現に戦闘が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘が行われることがないと認められる地域」である。

③ 活動を実施している場所の近傍において、戦闘行為が行われるに至った場合には活動を一時休止又は避難するなどして、防衛大臣の活動実施区域変更もしくは活動中断命令を待つ。

④ 武器使用は、武器防護もしくは自己等の生命・身体の防護に限定される。その場合も、人に危害を与えることは正当防衛又は緊急避難に当たるときにのみ許される。

集団的自衛権閣議決定は、上記の②及び③を緩和することを明言するが、次に述べるPKO協力における「駆けつけ警護」及び他国に在留する邦人救出活動の武器使用との関連から④をも緩和する趣旨を含むと考えられる。①については言及がないので不明であるが、先に安倍首相宛て提出された安保法制懇報告書の記述、及びあとで述べる第3項「憲法9条の下で許容される自衛の措置」の「武力行使3要件」の趣旨を敷衍すると、実施する活動の限定は大幅に緩められるものと考えられ、結局、「武力の行使との一体化」要件は形骸化されることになる。)

- ・ 武器使用に関する要件は、上記「武力の行使との一体化」要件のうち④により、さらにPKO参加5原則（①紛争当事者の間で停戦合意が成立していること、②当該平和維持隊が活動する地域の属する国を含む紛争当事者が当該平和維持隊の活動及び当該平和維持隊への我が国の参加に同意していること、③当該平和維持隊が特定の紛争当事者に偏ることなく、中立的立場を厳守すること、④上記の基本方針のいずれかが満たされない状況が生じた場合には、我が国から参加した部隊は、撤収することが出来ること、⑤武器の使用は、要員の生命等の防護のために必要な最小限のものに限られること）のうち⑤により厳格に定められているが、これを以下のように緩和し、武器使用の範囲を広げる。

PKO協力活動において、「任務遂行のための武器使用」（従事するPKO協力業務を武装勢力が妨害するとき、武器を使用してこれを排除すること）及び「駆けつけ警護」（離れた場所にいる他国要員や国連職員が武装勢力に襲撃されたときに、駆けつけて武器を用いて警護すること）を認める。

- 新たに、他国 の在留する邦人がテロに巻き込まれ、これを当該他国の同意を得て自衛隊を派遣し、救出する場合に、武器使用を認める。

(憲法 9 条の下では自衛隊の海外派兵は禁止されている。しかし、武力の行使を伴わない形態ならば海外派兵ではないとして、「武力の行使との一体化」要件や「PKO 参加 5 原則」の枠組みで、なし崩し的に自衛隊の海外派遣が行われてきた。そのことに対する批判はさておき、集団的自衛権閣議決定は、「武力の行使との一体化」要件や「PKO 参加 5 原則」の枠組みを形骸化させてしまい、海外派兵を認めることにつながる変更を提起しているのである。

本閣議決定は、相手方が、国家もしくは国家に準じる集団ではなく、単なる犯罪集団である場合には、その犯罪行為を制圧するのは警察的活動であり、武力の行使にあたらないという乱暴な解釈をして、武器使用の基準を撤廃してしまおうと言っている。しかし、第一に、他国におけるテロ集団、武装勢力は、当該他国の国家権力と対峙し、当該他国の軍事力では壊滅できない力を持っている場合が多い、第二に、自衛隊の装備は、警察や海上保安庁の所持する武器とは、その威力、殺傷力において隔絶しており、第三に、自衛隊は実質において軍隊である。従って、自衛隊が、部隊を形成して、武器使用することは、武力の行使に該当すると判断される場合が多い、との理由で、武器使用を緩和することは憲法 9 条に反し、許されない場合が多いと考えるべきである。

もっとも第 3 項「憲法 9 条の下で許容される自衛の措置」の武力行使 3 要件の趣旨を敷衍すると、上記の議論が意味を失うほどに自衛隊は大手を振って武力行使ができるようになってしまうだろう。)

4 第 3 項の「憲法 9 条の下で許容される自衛の措置」について

- 憲法 9 条は、自衛の措置を禁じているとは解されない。この自衛の措置は、外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利を守るためにやむを得ない措置として容認され、そのための必要最小限度の「武力の行使」は許容される。これが従来から政府が一貫して表明してきた見解の基本的な論理で、昭和 47 年 10 月 14 日参議院決算委員会に提出した「集団的自衛権と憲法の関係」なる資料に明確に示されている。
- この基本的な論理の下で、従来、「武力の行使」が許容されるのは、わが国に対する武力攻撃が発生した場合に限られると考えてきたが、前文で述べたわが国を取り巻く安全保障の変化をふまえ、以下のように考えるに至った（「武力行使 3 要件」。筆者：見解を改めたのである。）。

①わが国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、わが国と密接な関係にある他

国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、②これを排除し、わが国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、③必要最小限度の実力を行使する、ことは上記の基本的な論理も基づく自衛の措置として憲法9条の下で許容される。

- ・ 上記「武力行使3要件」で認められる他国に対する武力攻撃に対処するための「武力の行使」は、国際法上は、集団的自衛権が根拠になるが、憲法上は、わが国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として許容されるものである。
- ・ これら武力行使は、原則として、事前に国会の承認を求めるなどを法律に明記する。

(以下は、これに対する批判である。本稿では、これまで筆者の批判は、括弧で括り、それとわかるようにしてきたが、この項に関しては、批判が長くなるので、括弧付番号を付する形にした。)

(1) 自衛権に関する従来の政府見解は、一義的に明白であり、解釈の幅はない。

それは、1954年4月、「自衛権の限界というものにつきましては、たびたび述べておりますように、急迫不正の侵害、即ち現実的な侵害があること、それを排除するために他に手段がないことと、しかして必要最小限度それを防御するために必要な方法をとるという三つの原則を厳格なる自衛権の行使の条件と考えておるわけあります。」と定式化され（同月6日衆議院内閣委員会における佐藤達夫法制局長官答弁）、以後微動もしていない。通常、これを自衛権行使3要件と称している。今、これを上記「武力行使3要件」と対応させると、①わが国に対する武力攻撃が発生し（佐藤法制局長官答弁では「わが国に対する」が省略されているが、当然の前提になっていた。また同答弁で「急迫不正の侵害、即ち現実的侵害があること」とされているが、上記決定に照らしこれを「武力攻撃の発生」と表現する。）、②これを排除するためにほかに他に手段がないときに、③必要最小限度の実力を行使すること、ということになる。

(2) 上記「自衛権行使3要件」は、国際法学の通説に基づいている。

我が国の代表的な国際法の教科書である横田喜三郎「国際法学上巻」（1955年・有斐閣）によれば、自衛権とは、国家または国民に対して急迫または不正の危害がある場合に、その国家が実力をもって防衛する権利であり、行使される実力は当該危害をさけるためにやむを得ないものでなければならないとされている。これは我が国の国際法学における通

説といってよい。

自衛権に関しては、古くは、1837年、英國から独立を求めるカナダ独立派が利用していた「カロライン号」を、英國艦船がナイル川に急襲し、撃破した事件（カロライン号事件）に際し、ウェブスター米国務長官が英國フォックス公使にあてた1841年4月24日付書簡において、「英國政府としては、目前に差し迫った圧倒的な自衛の必要性、及び手段の選択の余地がなく、かつ熟慮の時間もなかつたことを示されなければならない」との見解が表明された。この見解がその後「ウェブスター・フォーミュラ」と呼ばれることとなった。

その後、國際連盟規約、1925年ロカルノ条約、1928年不戦条約、と平和を維持する國際取り組みがなされ、戦争を違法化する流れが強まった。その中で、自衛権に基づく戦争は、違法な戦争から区別されるとして、自衛権が注目され、それは国家の固有の権利である自己保存権に由来するものとの考え方方が共有され、より精緻に定義されることとなつたのである。

即ち、「自衛権行使3要件」は國際法学の通説で認められている國際慣習法上の自衛権の定義と一致するのであり、國際法上、明確な根拠を有しているのである。

（3）歴代の内閣総理大臣や内閣法制局長官らが、国会で、憲法9条の下では集団的自衛権の行使は認められないと答弁してきた。阪田雅裕元内閣法制局長官によると、その回数は、数百回に及ぶとのことである。

それらは、上記自衛権行使3要件に基づき、その応用として展開されたものである。質問の趣旨や答弁の重点の置きどころにより、言い回しは多少のヴァリエーションはあるが、いずれも依拠するところは、根本的には、「集団的自衛権はとは自国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃を受けていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利」であるから、上記自衛権行使3要件の①の要件を満たさないということにあった。

たとえば、1981年5月、鈴木善幸内閣は、「國際法上、国家は集団的自衛権すなわち自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃をされていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利を有しているものとされている。わが国が、國際法上このような集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上当然であるが、憲法第9条の下において、許容される自衛権の行使はわが国を防衛するための必要最低限度の範囲にとどめるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されないと考えている。」（社会党・稻葉誠一議員の質問に対する答弁書）との見解を示したが、これは、「自衛権行使3要件」との関係が不明瞭で

あり、「必要最小限度の範囲」にとどまる限り、集団的自衛権行使も認められると解する余地があった。

はたせるかな、集団的自衛権否定の立場に立つ公明党二見伸明衆議院議員が、1986年3月5日衆議院予算委員会において、「必要最小限度であれば集団的自衛権の行使も可能というようなひっくり返した解釈は将来できるのか」と質問したのであった。

これに対する茂串俊内閣法制局長官の答弁は、「自衛権行使3要件」を説明した上で、「従ってその論理的な帰結といたしまして、他国へ加えられた武力攻撃を実力で阻止するということを内容とする集団的自衛権の行使は、憲法上許されない。」と答え、「自衛権行使3要件」によって、の二見議員が問い合わせた「ひっくり返した解釈」はできないことを明確にした。

また安倍首相自身が、自民党の幹事長であった当時の2004年1月26日、衆議院予算委員会において、集団的自衛権について、国際法上は持っているが憲法上は行使できないということへの疑問とともに「(自衛権の行使は) わが国を防衛する必要最小限度の範囲にとどまるべきである」ということなら、数量的な概念を示しているわけで、この範囲の中に入る集団的自衛権の行使が考えられるのではないか、と質問したのに対し、秋山収内閣法制局長官は、「お尋ねの集団的自衛権と申しますのは、先ほど述べましたように、わが国に対する武力攻撃が発生していないにもかかわらず外国のために実力を行使するものであります、ただいま申し上げました自衛権行使の第一要件、すなわち、わが国に対する武力攻撃が発生したことを満たしていないものでございます。したがいまして、従来、集団的自衛権について、自衛のための必要最小限度の範囲を超えるものという説明をしている局面がございますが、それはこの第一要件を満たしていないという趣旨で申し上げてるのでございまして、お尋ねのような意味で、数量的な概念として申し上げているものはございません。」と安倍首相もぐうの音も出ないほどに明確に答えている。

田中角栄内閣が、昭和47年10月14日参議院決算委員会に提出した「集団的自衛権と憲法の関係」なる資料で述べていることも同じである。しかるに集団的自衛権閣議決定は、これを換骨奪胎し、この文章、表現の一部を繰り出し、我田引水ともいるべき強引な屁理屈をつけて、「武力行使3要件」に捏造してしまったのである。

(3) 「武力行使3要件」なるものは、本来の「自衛権行使3要件」と「集団的自衛権行使3要件」とでも言うべき別の要件を無理やりくっつけている。「集団的自衛権行使3要件」とでも言うべき別の要件とは、①わが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合に、②これを排除し、国民の権利を守るために他に適当な手段がないこと、③必要最小限度の実力を行使すること、である。

本来、このように次元の異なる事態に関する要件を一つにくっつけてしまうことは、してはならないことで、特に法的意義のある文書では、きちんと場合わけをしなければならない。それにもかかわらずくっつけるのは、これは本来の意図を隠蔽し、読む人を混乱させ、誤魔化す場合である。

さて上記のうち①に言う、「我が国の存立が脅かされ」と「国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される」とは、国家安全保障局が作成した「自衛権などに関する政府見解の想定問答集」によると、「国家と国民は表裏一体のものであり、我が国の存立が脅かされるということの実質を、国民に着目して記述したもの（加重要件ではない）」とされている。そうすると結局①は、「わが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされる明白な危険がある場合」ということになり、生身の国民を離れた抽象的、観念的な概念となる。そこで思い出されたい。日米同盟は、わが国の安全保障の機軸、わが国の存立の基盤と安倍政権は説明しているではないか。そこで、米国が、戦争を開始したら、わが国とともに戦わないことは日米同盟を危殆に陥しいれ、わが国の存立を脅かすことになる。従って、当然に、わが国も「武力行使3要件」に基づき参戦を余儀なくされることにある。勿論、地理的限界はないし、他国領域（領海）を除外する理屈を見出すことはできない。

そもそも「これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合」というのは、一義的明確性を欠き、政府の判断を限定することはできないし、また政府が特定秘密保護法施行により安全保障に関する重要な情報を独占する法体制の下で、誰からも検証・批判を受けないことになる。

さらに日米同盟を「双務化」させるために集団的自衛権行使容認を呼号する安倍政権の足取りを見るとき、米国から参戦を求められてこれを拒否するということを想定することは不可能である。

結局、米国の戦争に参戦すること、これがこの部分の読み方となる。従ってことは重大であり、集団的自衛権行使が問題とされる以下の8事例について武力の行使ができるかどうかなどという問題に目を奪われてはならない。これらも勿論軽視できないが、政府は、この程度の限定的な集団的自衛権の行使を考えているのではないことを、しっかりと見抜かなければならない。

8事例

- ・ 邦人輸送中の米輸送艦の防護

- ・ 武力攻撃を受けている米艦の防護
- ・ 強制的な停船検査
- ・ 米国に向け我が国上空を横切る弾道ミサイル迎撃
- ・ 弹道ミサイル発射警戒時の米艦防護
- ・ 米本土が武力攻撃を受け、我が国近隣で作戦を行う時の米艦防護
- ・ 国際的な機雷掃海活動への参加
- ・ 民間船舶の国際共同護衛

(4) さらに「武力行使3要件」には、「わが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃」という表現を用いるが、シーレーンの機雷封鎖もこれに含まれ、「国際的な機雷掃海活動」にも自衛隊が出動することは明言されている。この「国際的な機雷掃海活動」は、国連安保理とは無関係に米国中心の多国籍軍によってなされる場合だけではなく、国連安保理決議に基づく集団安全保障措置としてなされる場合も含むことは安倍首相も度々言及しているところである。

もともとの議論の経過からすると、集団的自衛権の行使はともかく、国連の集団安全保障措置には参加するべきだという見解が有力であった。特定国を支援する集団的自衛権よりは国連の集団安全保障措置の方が重要であり、国際貢献として必要であるという考え方である。国民にもこの方がとおりがよいだろう。

筆者は、最近首相補佐官の磯崎陽輔氏とツイッターで次のようなやりとりをした。

深草 湾岸戦争以後の議論で、集団的自衛権はともかく集団安全保障措置への参加は認めるべきだという意見が有力だったように思います。しかるに今般の閣議決定は、集団的安全保障措置はともかく集団的自衛権は認めるという線を打ち出しています。貴職はどう整理されますか。

磯崎 これは完全に個人の意見ですが、集団安全保障における武力の行使は、平和国家である我が国が前線で戦闘行為を行う途を開くものであり、十分慎重に検討すべきことであると考えます。

深草 ありがとうございます。勿論、貴職個人のご意見をうかがっています。「十分慎重に検討」というのは、官庁用語では、前向きに検討するという意味だと思いますが、そういう理解していいですか。

磯崎 安倍総理は、我が国が湾岸戦争やイラク戦争での戦闘に参加するようなことを完全に否定しています。

深草 かさねておうかがいします。集団的安全保障措置への参加は、前線で戦闘行為を行う途を開くので否定することですね。それなら集団的自衛権行使も前線で戦闘を行う途を開くので否定することでなければ一貫性がないではありませんか。

残念ながら最後の質問に対する回答はなかった。おそらく痛いところをつかれたのであろう。そう思っていたところ、図星であった。7月6日（日）の朝日新聞は、「（検証）集団的自衛権：4」「集団安保」潜ませた外務官僚なる記事を載せた。一部抜粋してみよう。

国家安全保障担当の首相補佐官を務める磯崎陽輔は、外務官僚らの野心に警戒感を持っていた。

昨秋ごろからひそかに行われてきた政府内部の検討会で、湾岸戦争のような集団安保の容認を求めてくる外務省幹部らを「憲法の論理として無理」と押し返した。首相の安倍晋三にも「集団安保まで認めるのは相当難しい」と訴えた。

安倍は4月、「磯崎さんの考えでいい」と裁定。5月15日の記者会見で「湾岸戦争やイラク戦争での戦闘に参加することは、これからも決してない」と宣言した。磯崎は胸をなで下ろした。

ところが、外務官僚らはあきらめない。「集団安保ができる理論を考えなければ」と巻き返しを図る。

6月9日の参院決算委員会。共産党議員の質問に対し、安倍は「機雷の除去は基本的に『受動的かつ限定的』な行為で、会見で申し上げた戦闘行為とは性格を異にする」と答弁した。5月の記者会見から明らかに軌道修正し、集団安保への参加に含みをもたせた。佐藤は「あれがなければまずかった。共産党の質問のおかげだ」とつぶやいた。

次の手も打たれた。

6月13日の与党協議で配られた「高村試案」は、従来の「自衛権発動の3要件」が、「武力行使の3要件」という位置づけに変わっていた。磯崎は外務官僚らの執念を感じた。

そして、6月16日。自民側と政府側の会議は集団安保をめぐる決戦の場となった。

佐藤が口を開く。

「『武力行使』の3要件となっているのは集団安保も読めるようにするためですか。そうでなければ、機雷除去はできませんよね」

磯崎は即座に反論した。

「首相にも公明側にも『自衛権』の3要件と説明した。いまさら変えられない」

自民党副総裁の高村正彦は両氏の言い分にじっと耳を傾けていた。最終的には、佐藤に軍配を上げた。

（抜粋終わり。なお「佐藤」はヒゲの隊長こと佐藤正久自民党参議員である。）

要するに、「武力行使3要件」は国連の集団安全保障措置としての武力行使にも参加することを含んでいるのである。イラクやアフガニスタンのような戦闘には参加しないとの安倍首相の弁はそれを隠すイチジクの葉に過ぎない。

（5）「武力行使3要件」に基づいて武力の行使をするときに原則として国会の承認を求め

るとされていることも、何ら限定的行使につながらない。言わずもがなであるが、原則は例外があるし、特定秘密保護法が施行されれば、国会自体が、安全保障にかかわる重要な情報は特定秘密に指定され、情報が全くない状態で、審議し、歯止めの役割を果たしえないことは明らかであろう。まさに政府の思うままである。

5　まとめ

集団的自衛権閣議決定第4項でも述べられているように、今後、国内法の整備を進めていくことであるが、私たち国民にとっては逆にそれをいかに阻止するかが重要な課題になる。これからは戦争をする国づくりをする勢力と平和を守る勢力のせめぎ合いが始まる。重い課題であるが、覚悟を固めるほかはない。

NHKの報ずるところによれば、中学校用「公民」、高校用「現代社会」や「政治・経済」の教科書を発行している出版社11社を取材したところ、既に、8社が、集団的自衛権閣議決定を受けて、来年度使われる教科書の記述を見直す必要があるとして文部科学省への訂正申請を検討していることが分かったとのことである。出版社も教科書検定で飼いならされてしまったようである。

しかし憲法9条を死文化するこのような立憲主義に反する閣議決定は無効である。大義は国民の側にある。

フェスティナ・レンテ！

(了)

(参考文献)

- ・ 豊下檜彦「集団的自衛権とは何か」（岩波新書）
- ・ 松竹伸幸「集団的自衛権の深層」（平凡社新書）
- ・ 同「集団的自衛権の焦点『限定容認』をめぐる50の論点
- ・ 土屋茂樹「自衛権の概念」（滋賀大学教育学部紀要No41. 1991年）
- ・ 深瀬忠一「現代国際法上の自衛権概念についての一考察—日本国憲法における自衛権の解釈のために」（北大法学論集38・5-6上・1988年）
- ・ 松葉真美「集団的自衛権の法的性質とその発達—国際法上の議論—」（国立国会図書館レファランス・2009. 1）
- ・ 阪田雅裕「政府の憲法解釈」（有斐閣）
- ・ 同氏の講演録「政府の憲法解釈」（東大法曹会会報21号・2013年12月発行）
- ・ 同氏の「集団的自衛権と政府の憲法解釈」（日弁連新聞2014年6月1日号別刷「人権を守る」への寄稿文）
- ・ 私の「安保法制懇報告書を読む」<http://members.jcom.home.ne.jp/katote/data44.pdf>